

徳島県告示第五百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年九月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	合資会社ケアリンク
	所 在 地	鳴門市撫養町弁財天字派名三五番地
指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	合資会社ケアリンク ヘルパーステーション ヨシ大きな木
	所 在 地	鳴門市撫養町弁財天字派名三五番地
サービスの 廃止の届出	種 類	訪問介護
	の受理日	令和四年六月三十日
廃 止	年 月 日	令和四年七月三十一日